

四 半 期 報 告 書

(第92期第2四半期)

見玉化学工業株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月14日

【四半期会計期間】 第92期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 児玉化学工業株式会社

【英訳名】 KODAMA CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 豊島 哲郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号(三菱ケミカル日本橋ビル)

【電話番号】 03(3279)4900(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 大洞 豪将

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号(三菱ケミカル日本橋ビル)

【電話番号】 03(3279)4900(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 大洞 豪将

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第91期 第2四半期 連結累計期間	第92期 第2四半期 連結累計期間	第91期
会計期間		自 平成29年 4月1日 至 平成29年 9月30日	自 平成30年 4月1日 至 平成30年 9月30日	自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日
売上高	(千円)	9,322,852	8,995,871	19,966,640
経常損失(△)	(千円)	△163,929	△324,587	△276,597
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△253,964	△382,128	△213,750
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	△159,958	△425,772	29,994
純資産額	(千円)	1,373,188	1,259,963	1,555,870
総資産額	(千円)	17,017,141	16,157,178	16,531,288
1株当たり四半期(当期)純損失金額(△)	(円)	△72.89	△104.67	△60.12
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純損失金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	4.0	3.3	5.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△157,741	△677,513	698,611
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△744,396	77,152	△479,895
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	459,208	479,230	△90,459
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	916,235	1,349,569	1,512,114

回次		第91期 第2四半期 連結会計期間	第92期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期純損失金額(△)	(円)	△45.92	△67.79

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため、記載しておりません。
- 4 「1株当たり四半期(当期)純損失金額」算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 5 2018年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行なっております。第91期の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失金額(△)を算定しております。
- 6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- 7 第91期において、PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIAの、当社が保有する全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除いております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」から重要な変更があった事項は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(9) 株式の希薄化について

本新株予約権9,000個の行使の目的となる株式数は9,000,000株であり、平成30年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数37,389,411株(総議決権37,165個)に対する割合は24.07%(総議決権数に対する割合24.22%)となります。本新株予約権が行使された場合には、総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式1株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 本新株予約権による行使がされない場合について

本新株予約権の行使は、割当予定先の行使に係る投資判断によるため、資金調達手段としては不確実性があります。そのため、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少し、当社の想定する事業計画を遂行できず、当社が期待した収益を上げることが出来ない可能性があります。また、この場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益が堅調に推移し、雇用・所得環境の改善が進む中、景気は緩やかな回復基調となりましたが、米国の通商政策の動向や、中国及び新興国の経済動向、さらには地政学的リスクの高まり等、世界経済の不確実性により、景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社グループにおきましても、国内に於いては、住宅設備・冷機部品事業では、新規住宅着工戸数、並びにリフォーム需要は低調であり、特に当社主力である高付加価値品が低迷し、新規受注も低調に推移したことに加え、主販売先のBCP政策による当社の在る関東地方以外での生産開始の影響が出始めたこともあり、同分野向けの売上高は想定以上に大きく減少しました。それに対応するコストダウン施策は当初計画分だけでは追い付かず、収益が悪化しました。また、自動車部品事業では、新規に立ち上がった三次元加飾工法やガラス繊維マットプレス新工法による新製品が売上高増加に寄与しましたが、既存の生産設備でも従来製品の販売好調に加えトラック向け新製品での販売増加があり、それに加え相次いで発生した機械故障に対する納期対応のため生産効率が大きく低下するとともに労務費用、外部倉庫、故障修復のための追加費用等のコストが加わり、売上高の増加に見合う利益が計上できませんでした。

このような状況への対応策として、従来の事業分野別の生産販売体制から全社生産部門を生産本部へ集約し、住宅設備事業の生産場所を縮小・集結させる一方、販売が好調な自動車部品事業の生産場所の拡大のため活用させると同時に、新倉庫を建設する等の全体最適な生産体制を一元管理するための組織改正により構造改革を推進中です。下期には順次その効果が手取れるものの効果期間が足りず損失が残りますが、来期にはこの生産体制の構造改革効果が、全て収益に寄与する予定であります。

海外においては、ASEAN地域において景気回復の兆しが見え始め、タイにおいては自動車需要が上向きに転じ、食品容器分野でも新規受注を受け、ベトナムにおける事業も含め概ね計画通り推移致しました。中国においては、事業構造改革を進めておりますが住宅設備関連の新規受注が予想より遅れており売上高が減少し収益が悪化いたしました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は8,995百万円(前年同四半期比3.5%減)と減収となり、営業損失は233百万円(前年同四半期は営業利益14百万円)、経常損失は324百万円(前年同四半期は経常損失163百万円)、

税金等調整前四半期純損失は324百万円(前年同四半期は税金等調整前四半期純損失178百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は382百万円(前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失253百万円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 自動車部品事業

当事業の国内自動車部門におきましては、三次元加飾工法やガラス繊維マットプレス新工法等による新製品及び中東向け乗用車部品が堅調に推移いたしました。また、海外自動車部門におきましては、タイのECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD. では自動車生産が回復基調になりつつあり、売上高は増加しました。

この結果、売上高は5,465百万円(前年同四半期比9.0%増)、セグメント損失は13百万円(前年同四半期はセグメント損失39百万円)となりました。

② 住宅設備・冷機部品事業

当事業の国内住宅設備部門におきましては、新規着工戸数の低迷が続き、特に当社主力である高付加価値商品が低迷し、売上高は減少いたしました。また、海外冷機部品部門におきましては、タイのTHAI KODAMA CO., LTD.では概ね順調に推移いたしました。また、ベトナムのTHAI KODAMA (VIETNAM) CO., LTD.では得意先内製化で売上高は減少、中国の錫普拉那塑膠有限公司では、新規受注が低迷し、売上高は減少致しました。

この結果、売上高は3,235百万円(前年同四半期比17.3%減)、セグメント利益は9百万円(前年同四半期比94.7%減)となりました。

③ エンターテインメント事業

当事業におきましては、映像用ソフトパッケージの需要が増加しましたが、ゲームソフトパッケージの需要が減少したことにより、売上高は減少しました。

この結果、売上高は294百万円(前年同四半期比25.0%減)、セグメント利益は1百万円(前年同四半期比92.1%減)となりました。

当第2四半期連結会計期間末の総資産は16,157百万円となり、前連結会計年度末に比べ374百万円の減少となりました。

資産では、流動資産が受取手形及び売掛金の増加等により180百万円増加し、固定資産が有形固定資産の減少等で554百万円減少しました。

負債では、流動負債が短期借入金の減少等により917百万円減少し、固定負債が長期借入金の増加等で839百万円増加しました。

純資産では、利益剰余金の減少等により295百万円減少しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前第2四半期連結累計期間に比べ433百万円増加し、1,349百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の減少は677百万円(前年同四半期は157百万円の資金の減少)となりました。これは主に、売上債権の増加等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の増加は77百万円(前年同四半期は744百万円の資金の減少)となりました。これは主に、関係会社株式の売却による収入等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の増加は479百万円(前年同四半期は459百万円の資金の増加)となりました。これは主に、長期借入金の純増加等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は41百万円であります。

(5) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更があったものは、次のとおりです。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (千円)	資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
袋井工場 (静岡県袋井市)	自動車部品 事業	三次元加飾フィルム成形設備	100,000	新株予約権の行使による調達資金	平成30年 9月	平成30年 12月
西湘工場 (神奈川県小田原市)	自動車部品 事業	ガラス繊維マットプレス成形設備	150,000	新株予約権の行使による調達資金	平成31年 8月	平成31年 10月
西湘工場 (神奈川県小田原市)	自動車部品 事業	大型射出成形機	170,000	新株予約権の行使による調達資金	平成30年 12月	平成31年 10月
西湘工場 (神奈川県小田原市)	自動車部品 事業	プレス成形機	50,000	新株予約権の行使による調達資金	平成30年 9月	平成31年 2月
西湘工場 (神奈川県小田原市)	自動車部品 事業	金型設備	950,000	自己資金・新株予約権の行使による調達資金	平成30年 10月	平成33年 3月
埼玉工場 (埼玉県本庄市)	自動車部品 事業	大型射出成形設備	170,000	新株予約権の行使による調達資金	平成30年 9月	平成31年 8月

3 【経営上の重要な契約等】

第三者割当による新株予約権の発行

当社は、2018年9月6日付で、SMBC日興証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行およびファシリティ契約を締結いたしました。

なお、当社は、2018年9月6日にSMBC日興証券株式会社を割当先とする当該新株予約権を発行しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

(注) 平成30年6月27日開催の第91回定時株主総会において、当社普通株式について10株を1株の割合で併合する旨、及び株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)をもって、発行可能株式総数を100,000,000株から10,000,000株に変更する旨の定款変更が承認可決されました。これにより、発行済株式総数は90,000,000株減少し、普通株式10,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	37,973,411	3,902,841	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	37,973,411	3,902,841	—	—

- (注) 1 平成30年6月27日開催の第91回定時株主総会決議により、平成30年10月1日付で、単元株式を1,000株から100株に変更しております。
- 2 平成30年6月27日開催の第91回定時株主総会決議により、平成30年10月1日付で、10株を1株に併合いたしました。これにより発行済株式総数は、34,176,070株減少し、3,797,340株となっております。
- 3 提出日現在発行数には、平成30年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	2018年8月21日
新株予約権の数 ※	9,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式9,000,000株とする(交付株式数は、1,000株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の発行後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 本欄第2項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後の交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後の行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、当初金126円とする。ただし、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、時価算定日の修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が金63円(以下「下限行使価額」という。ただし、本欄第3項による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>

③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割当てする場合を含む。))は、新株予約権を無償で発行したものととして本③を適用する。

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整後行使価額}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める場合を除く。)

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、振替機関(「(1)募集の条件」注3.に定める振替機関をいう。以下同じ。)の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整を行うものとする。ただし、下限行使価額については、常にかかる調整を行うものとする。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整される場合を含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使期間	平成30年9月7日から平成33年9月6日までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額を加えた額を、当該行使請求の時点において有効な発行株式数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。ただし、本新株予約権買取契約において、SMBC日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められている。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

※ 新株予約権証券の発行時（2018年9月6日）における内容を記載しております。

(注) 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

1. 株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
2. 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の前取引日（ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額（本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
3. 行使価額の修正頻度：本新株予約権者による本新株予約権の行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。
4. 行使価額の下限：当初金63円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。）
5. 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は9,000,000株（平成30年3月31日現在の総議決権数37,165個に対する割合は24.22%）、交付株式数は1,000株で確定している（ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）
6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：574,434,000円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照）。
8. 本新株予約権には、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が本欄第4項に記載の行使価額の下限を下回った場合、当社が本新株予約権1個当たり金826円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する義務を負うとする条項が設けられている。当社はSMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結しております。

（本ファシリティ契約の内容）

本ファシリティ契約は、当社とSMBC日興証券との間で、以下のとおり、SMBC日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項等について取り決めるものであります。

- ① SMBC日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使
SMBC日興証券は、平成30年9月7日から平成33年6月4日までの期間（以下「ファシリティ特約期間」といいます。）において、下記②の場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。なお、約3年間の行使期間のうち最後の3か月間は、自由裁量期間となり、SMBC日興証券は、その保有する本新株予約権を自社の裁量で行使することができます。
ただし、SMBC日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。
- ② 当社による行使停止要請通知（行使停止指定条項）

SMB C日興証券は、ファシリティ特約期間において、当社からの行使停止要請通知（以下に定義します。）があった場合、行使停止期間（以下に定義します。）中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、かかる行使停止要請通知を何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。

ただし、当社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間においてはこの限りではありません。

- ・ 当社は、SMB C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」といいます。）として、ファシリティ特約期間の間の任意の期間を指定することができます。
 - ・ 当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日までに、SMB C日興証券に通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
 - ・ 行使停止期間の開始日は、ファシリティ特約期間の間の取引日のいずれかの日とし、当社による直近の行使停止要請通知に係る行使停止要請通知（以下「直前行使停止要請通知」といいます。）がある場合にあっては、行使停止期間開始日は、直前行使停止要請通知に係る行使停止期間終了日（以下の撤回通知があった場合は、かかる撤回通知による当該直前行使停止要請通知の失効日）の翌月の応当日（応当日が取引日でない場合にあっては応当日後最初に到来する取引日）以降の日付とします。
 - ・ 行使停止期間の終了日は、ファシリティ特約期間の間の取引日のいずれかの日とし、行使停止要請通知に記載される行使停止期間開始日の翌々月の応当日（応当日が取引日でない場合にあっては応当日前最後の取引日）までのいずれかの取引日を指定するものとします。
 - ・ 当社は、SMB C日興証券に対して、当該時点で有効な行使停止要請通知を撤回する旨の通知（以下「行使停止要請撤回通知」といいます。）を行うことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。ただし、当該行使停止要請撤回通知対象となる行使停止要請通知について、行使停止要請撤回通知が行われた日（当日を含みます。）から当該行使停止要請通知に係る行使停止期間の終了日（当日を含みます。）までの期間が2取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、行使停止要請撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- 9 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 10 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 11 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第2四半期会計期間 (平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	584
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	584,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	122.02
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	71,262
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	584
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	584,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	122.02
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	71,262

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年7月1日～ 平成30年9月30日	584,000	37,973,411	35,872	3,274,041	35,872	215,352

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 平成30年10月1日をもって10株を1株に株式併合し、これに伴い発行済株式総数が、34,176,070株減少しております。

3 平成30年10月1日から平成30年11月9日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,337株、資本金及び資本準備金がそれぞれ61,807千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三菱ケミカル株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	6,224,068	16.39
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-5 (東京都港区浜松町2-11-3)	1,467,596	3.86
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	922,076	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	891,175	2.34
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	572,000	1.5
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	553,000	1.45
西 美恵子	広島県広島市	501,000	1.31
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	439,119	1.15
千野 素行	東京都世田谷区	351,000	0.92
須田 忠雄	群馬県桐生市	298,000	0.78
計	—	12,219,034	32.12

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,725,000	37,725	同上
単元未満株式	普通株式 216,411	—	同上
発行済株式総数	37,973,411	—	—
総株主の議決権	—	37,725	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、役員報酬B I P信託の所有する当社株式 891,175株(議決権 891個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 76株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 児玉化学工業株式会社	東京都中央区日本橋本石 町1-2-2	32,000	—	32,000	0.08
計	—	32,000	—	32,000	0.08

(注) 上記のほか、「役員報酬B I P信託」導入に伴い設定された役員報酬B I P信託が所有する当社株式891,175株を四半期連結貸借対照表上、自己株式として処理しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人薄衣佐吉事務所により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,512,114	1,349,569
受取手形及び売掛金	※1.※2 3,709,982	※1.※2 4,214,336
商品及び製品	435,978	506,647
仕掛品	288,408	304,107
原材料及び貯蔵品	1,156,701	1,149,951
その他	520,226	279,388
貸倒引当金	△10,585	△10,326
流動資産合計	7,612,826	7,793,673
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,945,987	5,897,323
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3,392,498	△3,448,810
建物及び構築物（純額）	2,553,489	2,448,512
機械装置及び運搬具	7,857,891	7,701,515
減価償却累計額及び減損損失累計額	△6,399,624	△6,392,006
機械装置及び運搬具（純額）	1,458,266	1,309,509
土地	2,951,920	2,928,994
リース資産	884,342	849,867
減価償却累計額	△311,686	△342,518
リース資産（純額）	572,656	507,348
建設仮勘定	198,631	180,453
その他	2,740,014	2,764,195
減価償却累計額及び減損損失累計額	△2,004,095	△2,222,627
その他（純額）	735,919	541,567
有形固定資産合計	8,470,882	7,916,386
無形固定資産		
その他	80,901	77,710
無形固定資産合計	80,901	77,710
投資その他の資産		
投資有価証券	297,472	296,035
長期貸付金	113,650	113,650
固定化営業債権	18,990	18,990
繰延税金資産	21,937	21,910
その他	108,771	113,239
貸倒引当金	△194,144	△194,417
投資その他の資産合計	366,677	369,408
固定資産合計	8,918,461	8,363,505
資産合計	16,531,288	16,157,178

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,627,800	3,415,132
短期借入金	7,036,483	6,456,954
リース債務	117,596	119,758
未払法人税等	16,184	24,192
賞与引当金	47,325	137,131
環境対策引当金	5,649	—
その他	898,095	678,366
流動負債合計	11,749,135	10,831,536
固定負債		
長期借入金	2,237,705	3,211,240
リース債務	330,770	240,942
繰延税金負債	96,380	67,952
株式給付引当金	23,573	22,750
退職給付に係る負債	518,382	510,092
その他	19,470	12,700
固定負債合計	3,226,283	4,065,677
負債合計	14,975,418	14,897,214
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,238,169	3,274,041
資本剰余金	197,562	215,352
利益剰余金	△2,568,732	△2,950,860
自己株式	△86,275	△79,107
株主資本合計	780,723	459,425
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	44,372	43,375
繰延ヘッジ損益	△11	△18
為替換算調整勘定	50,128	1,455
退職給付に係る調整累計額	8,828	19,535
その他の包括利益累計額合計	103,317	64,347
新株予約権	—	6,951
非支配株主持分	671,828	729,238
純資産合計	1,555,870	1,259,963
負債純資産合計	16,531,288	16,157,178

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
売上高	9,322,852	8,995,871
売上原価	8,236,156	8,173,443
売上総利益	1,086,695	822,428
販売費及び一般管理費	※1 1,071,830	※1 1,055,644
営業利益又は営業損失(△)	14,864	△233,216
営業外収益		
受取利息	5,643	4,940
受取配当金	3,471	3,837
固定資産売却益	—	16,377
助成金収入	18,018	18,298
その他	19,887	16,191
営業外収益合計	47,020	59,645
営業外費用		
支払利息	99,020	102,872
支払手数料	11,524	12,627
為替差損	4,997	8,765
持分法による投資損失	95,497	—
その他	14,775	26,751
営業外費用合計	225,815	151,016
経常損失(△)	△163,929	△324,587
特別損失		
事業構造改善費用	14,172	—
特別損失合計	14,172	—
税金等調整前四半期純損失(△)	△178,101	△324,587
法人税、住民税及び事業税	14,029	11,456
過年度法人税等	—	12,370
法人税等調整額	17,822	15,037
法人税等合計	31,852	38,864
四半期純損失(△)	△209,954	△363,452
非支配株主に帰属する四半期純利益	44,009	18,676
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△253,964	△382,128

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
四半期純損失(△)	△209,954	△363,452
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10,404	△996
繰延ヘッジ損益	△5	△7
為替換算調整勘定	3,575	△72,990
退職給付に係る調整額	34,019	11,674
持分法適用会社に対する持分相当額	2,000	—
その他の包括利益合計	49,996	△62,320
四半期包括利益	△159,958	△425,772
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△203,986	△421,098
非支配株主に係る四半期包括利益	44,027	△4,674

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△178,101	△324,587
減価償却費	539,832	583,521
貸倒引当金の増減額(△は減少)	925	364
賞与引当金の増減額(△は減少)	82,532	89,806
退職給付に係る負債及び役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	19,689	12,066
その他の引当金の増減額(△は減少)	3,995	△6,472
受取利息及び受取配当金	△9,115	△8,777
支払利息	99,020	102,872
持分法による投資損益(△は益)	95,497	—
固定資産除売却損益(△は益)	232	△16,218
事業構造改善費用	14,172	—
売上債権の増減額(△は増加)	△596,344	△553,476
たな卸資産の増減額(△は増加)	△104,000	△104,837
仕入債務の増減額(△は減少)	△9,737	△172,574
その他	45,231	△177,037
小計	3,829	△575,350
利息及び配当金の受取額	9,115	8,777
利息の支払額	△103,137	△102,424
法人税等の支払額	△67,548	△27,631
法人税等の還付額	—	19,114
営業活動によるキャッシュ・フロー	△157,741	△677,513
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△746,095	△151,676
有形固定資産の売却による収入	0	41,014
無形固定資産の取得による支出	—	△7,109
関係会社株式の売却による収入	—	200,000
貸付金の回収による収入	574	—
その他	1,124	△5,077
投資活動によるキャッシュ・フロー	△744,396	77,151
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	404,954	△602,239
長期借入れによる収入	650,000	1,958,000
長期借入金の返済による支出	△793,482	△880,001
新株予約権の行使による株式の発行による収入	260,500	71,262
新株予約権の発行による収入	—	7,434
自己株式の取得による支出	△341	△727
自己株式の処分による収入	3,092	7,896
非支配株主への配当金の支払額	△25,294	△10,206
リース債務の返済による支出	△40,221	△72,186
財務活動によるキャッシュ・フロー	459,208	479,230
現金及び現金同等物に係る換算差額	△9,280	△41,413
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△452,209	△162,545
現金及び現金同等物の期首残高	1,368,445	1,512,114
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 916,235	※1 1,349,569

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第2四半期連結会計期間(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

(役員報酬B I P信託に係る取引について)

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会決議により、取締役(社外取締役及び監査等委員である者を除く。)及び当社と委任契約を締結している執行役員を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、「役員報酬B I P信託」を導入しております。

①取引の概要

本制度は当社が抛出する取締役等報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位と業績指標に応じて当社の取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭が取締役等の退任時に交付および給付される株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として、取締役等の退任時となります。

②信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当第2四半期連結会計期間末日現在において、当該自己株式の帳簿価額および株式数は、76,010千円、891千株であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等について)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 偶発債務

債権の流動化	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
手形債権流動化ともなう遡及義務	179,487千円	56,971千円
売掛債権流動化ともなう遡及義務	132,585	136,254

※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
受取手形	151,770千円	101,149千円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
荷造運搬費	382,146千円	378,986千円
給料手当	251,647 "	243,949 "
退職給付費用	20,359 "	13,540 "
賞与引当金繰入額	28,274 "	31,485 "
減価償却費	38,346 "	28,744 "
研究開発費	32,358 "	41,555 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
現金及び預金	916,235千円	1,349,569千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— "	— "
現金及び現金同等物	916,235千円	1,349,569千円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成28年11月30日付発行の第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の一部行使により
資本金及び資本剰余金がそれぞれ131,353千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が3,238,169
千円資本剰余金が197,562千円となっております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成30年9月6日付発行の第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権の一部行使により
資本金及び資本剰余金がそれぞれ35,872千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が3,274,041千
円資本剰余金が215,352千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	自動車部品 事業	住宅設備・冷機部品 事業	エンターテインメント 事業	
売上高				
外部顧客への売上高	5,015,359	3,914,125	393,367	9,322,852
セグメント間の内部 売上高又は振替高	63,308	189,225	—	252,534
計	5,078,668	4,103,351	393,367	9,575,386
セグメント利益又は損失(△)	△39,333	181,446	24,029	166,143

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	166,143
全社費用(注)	△318,375
未実現損益調整額	693
その他の調整額	△26,563
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純損失(△)	△178,101

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	自動車部品 事業	住宅設備・冷機部品 事業	エンターテインメント 事業	
売上高				
外部顧客への売上高	5,465,116	3,235,893	294,861	8,995,871
セグメント間の内部 売上高又は振替高	67,135	171,176	—	238,312
計	5,532,252	3,407,070	294,861	9,234,184
セグメント利益又は損失(△)	△13,898	9,632	1,900	△2,365

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	△2,365
全社費用(注)	△322,884
未実現損益調整額	693
その他の調整額	△32
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純損失(△)	△324,587

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(企業結合等関係)

子会社の増資引受

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 無錫普拉那塑膠有限公司
事業の内容 合成樹脂製品の製造販売

②企業結合日(みなし取得日)

平成30年4月1日

③企業結合の法的形式

結合当事企業が実施する第三者割当増資の引受

④結合後企業の名称

変更ありません。

⑤取引の目的を含む取引の概要

当社は中国において農機向け部品の製造拠点として展開しております連結子会社の無錫普拉那塑膠有限公司に対し、トイレ関連部品事業への事業構造改革費用を目的とした第三者割当増資の引受を行いました。増資後の当社の出資比率は91.98%となりました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)に基づき共通支配下の取引等として、会計処理を行っております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価 250,000千円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

①資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

②非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

18,082千円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額(△)及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△72円89銭	△104円67銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(千円)	△253,964	△382,128
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(千円)	△253,964	△382,128
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,484	3,650

- (注) 1 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額(△)を算定しております。
- 2 前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。
- 3 前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に役員報酬BIP信託として保有する当社株式を含めております。なお、当該信託として保有する当社株式の普通株式の前第2四半期連結累計期間の期中平均株式数は、99,256株であり、当第2四半期連結累計期間の期中平均株式数は、93,546株であります。

(重要な後発事象)

(単元株式数の変更および株式併合)

当社は、2018年5月14日開催の取締役会において、2018年6月27日開催の第91回定時株主総会に単元株式数の変更および株式併合に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において承認され、2018年10月1日付でその効力が発生しております。

1. 株式併合の目的

全国の証券取引所では、売買単位を100株に統一するための取組みを推進しております。それを踏まえ、当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、証券取引所が望ましいとしている投資単位の金額水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施しております。

2. 株式併合の割合および時期

2018年10月1日付をもって2018年9月30日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を10株につき1株の割合で併合しております。

3. 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2018年9月30日現在）	37,973,411株
株式併合により減少する株式数	34,176,070株
株式併合後の発行済株式総数	3,797,341株

4. 1株当たり情報におよぼす影響

当該株式併合が与える影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

(新株予約権の権利行使)

当第2四半期連結会計期間終了後、2018年11月9日までの間に、行使価額修正条項付第2回新株予約権（第三者割当）の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

1. 行使された新株予約権個数	1,337個
2. 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 133,700株
3. 資本金増加額	61百万円
4. 資本準備金増加額	61百万円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月12日

児玉化学工業株式会社
取締役会 御中

監査法人薄衣佐吉事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 合 洋 明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 所 貴 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている児玉化学工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、児玉化学工業株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月14日
【会社名】	児玉化学工業株式会社
【英訳名】	KODAMA CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 豊島 哲郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号(三菱ケミカル日本橋ビル)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長豊島哲郎は、当社の第92期第2四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

